

案件

枚方市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定について

都市計画課

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）は、都市計画法第18条の2に基づき市が定める「都市計画に関する基本的な方針」として、本市の将来都市像やめざすべき都市構造を示したもので、土地利用の規制や誘導、道路、公園、下水道等の都市計画は、マスタープランに即して決定しています。

また、マスタープランの一部とする枚方市立地適正化計画（以下、「立地適正化計画」という。）には、都市再生特別措置法第81条に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針等を位置付けています。

本市では、コンパクトなまちづくりと交通施策等との連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現するため、平成29年(2017年)3月にマスタープランの改定にあわせて、立地適正化計画を作成しています。両計画の目標年次である令和8年度(2026年度)を迎えるにあたり、社会情勢の変化等への対応や、上位計画及び分野別行政計画との整合を図るため、改定に向けた取組に着手することから、今後の予定等について報告するものです。

2. 内容

(1) 各計画に定める主な内容

① 枚方市都市計画マスタープラン

- ・全体構想

都市づくりの基本目標（将来都市像・基本方針）

めざすべき都市構造

部門別の方針（土地利用、交通、都市緑地、公共下水道、市街地整備など）

- ・地域別構想

地域の特徴や資源に応じた地域単位の都市づくりの方針

② 枚方市立地適正化計画

- ・居住誘導区域

生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

- ・都市機能誘導区域

医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

- ・誘導施設

都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な都市機能の増進に寄与する施設

- ・防災指針

居住誘導区域における水災害リスクを回避、低減するために必要となる防災・減災対策

(2) 両計画の改定内容

① 計画期間

令和9年度(2027年度)から令和18年度(2036年度)までの10年間

② 主な改定内容

- ・ 現計画に位置付けた施策や事業の実施状況等の検証及び評価
- ・ 都市計画基礎調査の結果や人口動態など社会情勢の変化等への対応
- ・ 東部大阪都市計画区域マスタープラン等の上位計画や関連する分野別行政計画との整合

3. 実施時期等

令和6年(2024年)11月	建設環境委員協議会(報告)
12月	枚方市都市計画審議会(報告)
	定例会議会へ業務委託に係る補正予算計上
令和7年度(2025年度)	現計画の検証及び評価、市民・事業者アンケート調査 計画改定作業
令和8年度(2026年度)	計画素案作成、市民説明会、パブリックコメント 枚方市都市計画審議会(諮問) 計画改定・公表
	※建設環境委員協議会及び枚方市都市計画審議会へ適宜報告

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 安全で、利便性の高いまち
施策目標 5 快適で暮らしやすい環境を備えたまち



5. 関係法令・条例

都市計画法、都市再生特別措置法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 業務委託料等 41,652千円

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)債務負担

12月定例月議会へ業務委託に係る補正予算を計上予定

《財 源》 国庫補助金 コンパクトシティ形成支援事業（交付対象事業費の1／2）を活用

※立地適正化計画の改定が交付対象